

< 継続要望事項 >

下記事項については、施策の検討もしくは継続的に実施されるよう要望する。

(産業活力・中小企業活力強化)

- 1．構造改革特区の活用を通じた、規制の緩和・廃止による効果検証の推進
- 2．中小企業再生支援協議会活動の成果を一層高めるべく、関連機関との一層の連携強化、再生支援のための人材の育成・確保などに対する強力な支援
- 3．観光振興の推進を図るべく、観光省（少なくとも観光庁）の設置とともに、関連予算の大幅な拡充
- 4．地域振興、中小企業振興に取り組むNPOに対する支援の強化
- 5．東京商工会議所が中心となり、東京都商店街連合会、日本チェーンストア協会など、地域商業関係10団体により組織された「商業まちづくり協議会」の活動に対する支援の強化
- 6．大型空き店舗活用支援事業による新規案件の採択を含めた、大型空き店舗の活用の積極的な推進。また、同事業を通じて中心市街地活性化に寄与した事業者に対する固定資産税の減免措置等、空き店舗の流動性を高める施策の充実

(中小企業金融)

- 7．改正金融検査マニュアルについて、引き続き、中小企業の実態に配慮した運用の促進
- 8．コミットメントライン契約法の対象範囲について、マイナス面を考慮しつつ、多くの中小企業による活用策の検討
- 9．売掛債権担保融資保証制度の普及・定着や動産の活用、市場型金融の促進など資金調達手段の多様化推進
- 10．小企業等経営改善資金（マルケイ）融資制度に関する以下の拡充措置
貸付限度枠の別枠措置を本枠へ統合し、限度額を1000万円とすること
返済期間の特例措置（運転資金5年、設備資金7年）恒久化
生活衛生関係事業者に対する設備資金について、本制度の融資対象に加えること
ソフトウェア業の従業員要件について、製造業扱いとすること

11. 中小企業の信用力の向上、資金調達の円滑化に資するべく、中小企業会計の普及・定着の促進
12. 中小企業における財務等に関わる人材の育成、財務管理サービスの充実
13. 信用リスクデータベースの活用促進
14. 売掛等の企業間信用の活性化を図るべく、取引信用保険の活用促進の検討
15. 保証債務を負った経営者等の再生に資するべく、小規模個人再生手続の適用範囲の拡大等、法的インフラの整備

（税制）

16. 法人税の実効税率および中小企業軽減税率の引き下げ、軽減税率の適用所得金額の引き上げ
17. 交際費の損金算入に関わる税制措置の拡充
18. 欠損金の繰戻還付の無条件適用を早期に復活
19. ベンチャー企業等の創出・発展を促すためのエンゼル税制のさらなる拡充
20. 今年度末で期限切れとなる特例措置の延長
 中小企業投資促進税制の延長
 少額減価償却資産の特例措置の延長
 設立５年以内の中小企業に対する欠損金の繰戻還付措置の継続
21. 環境税の導入は、将来的にもその導入には断固反対

（経営環境の改善）

22. NOx・PM法の対策地域の撤廃、もしくは対策地域内事業者への補助制度の創設。
23. 低公害車への買い替えに対する補助制度や融資制度、税制優遇措置の拡充。CNG（圧縮天然ガス）車をはじめとする低公害車のエネルギー供給基地の整備・拡充
24. 知的財産に関する紛争処理にも資するべく、中小企業に対するADR（裁判外紛争処理）制度の普及・定着の推進

（インフラ整備）

25. 首都圏の空港整備のさらなる推進、首都圏三環状道路の早期完成

以 上